

平成 27 年度第 1 回立川市総合教育会議 議事録

開催日時 平成 27 年 5 月 28 日（木曜日） 15 時～16 時 45 分

開催場所 立川市役所市議会委員会室

出席者 [構成員] 清水庄平（市長）、福田一平（教育委員長）、田中健一（教育委員長職務代理者）、平山いづみ（教育委員）、伊藤憲春（教育委員）、小町邦彦（教育長）

[事務局] 佐橋恭子（総合政策部長）、新土克也（教育部長）、小宮山克仁（総合政策部企画政策課長）、栗原寛（教育部教育総務課長）、田村信行（教育部学務課長）、泉澤太（教育部指導課長）、矢ノ口美穂（教育部教育支援課長）、亀井寿美子（教育部学校給食課長）、浅見孝男（教育部生涯学習推進センター長）、土屋英眞子（教育部図書館長）

- 議事日程
1. 市長あいさつ
 2. 教育委員長あいさつ
 3. 総合教育会議の開催にあたって
 4. 議題
 - (1) 立川市総合教育会議運営要領（案）について
 - (2) 教育に関する「大綱」の策定について
 - (3) 「けやき台小学校と若葉小学校の統合及び新学校建設」への対応について
 - (4) 立川市立小学校教員による不適切な指導について
 - (5) 平成 26 年度に発生した都内公立学校における体罰の実態把握調査の結果について
 - (6) 学力の向上について
 5. その他

議事録

1. 市長あいさつ

（司会・総合政策部長）

それでは、次第の 1、清水市長からご挨拶をお願いいたします。

（清水市長）

改めまして、皆さん、こんにちは。もう申すまでもなく、新しい教育委員会制度のもとで、今日、初めての総合教育会議ということになりました。新しい制度のもとでは、市長がこの会議を招集していくということですが、もとより教育というのは大変ナーバスな問題をはらんでおります。そして教育というのは普遍的な命題のもとで進められていかなければならない、私は、常々、そう思っております。教科書採択の問題につきましても、いろいろな議論はあるようではありますが、私は、首長が 4 年ごとに選挙で毎回変わるということを大前提に考えております。

そういう意味から、首長があまりにも教科書の選定等に意見を申し上げ、あるいは首を突っ込んでいくというのは好ましくないだろう、多くのご意見をいただく中で総合的に決定をしていくことのほうが、より民主的であり、また、将来的にも安全な方向性がとられるであろうという信念は変わらずに持っているつもりでございます。今後も、私

がこの職にある限りは、今申し上げたとおりの基本的なスタンスで携わってまいりたいと考えております。

一方で、教育のいわゆるハードの整備につきましては、私もこれまで、例えば校庭の芝生化や、特別支援教育、学力の向上、これらの周辺整備につきまして、可能な限り積極的に予算づけもしてまいりましたし、ご意見も申し上げてきたつもりでございます。ところが、これからは、こういった会議の席上で方向性をしっかりと議論をしながら煮詰めていけるということで、私自身としては、これからも、今まで以上に充実した話し合い、議論が進められる中での、教育の周辺整備ができていくものと期待しているところでございます。

これからも、折に触れて皆さん方と意見交換の機会がとれますことを大変期待をし、そして実りある総合教育会議でありますことを、皆さんのご協力をいただきながら進行させてまいりたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

2. 教育委員長あいさつ

(司会・総合政策部長)

続きまして、次第の 2、教育委員会を代表いたしまして、福田教育委員長にご挨拶をお願いいたします。

(福田教育委員長)

それでは、定例会に引き続きまして、委員の先生方、ご苦労さまです。教育委員長の福田でございます。

戦後の教育行政を支えてまいりました教育委員会制度が終わりまして、この 4 月 1 日より新たな教育委員会制度がスタートいたしました。新制度による記念すべき第 1 回の総合教育会議に参加させていただき、感謝申し上げます。

さて、新制度のもとに設けられた総合教育会議でございますが、先ほど清水市長さんからもございましたように、清水市長さんの招集のもとに、教育行政の大綱の策定をはじめ、教育の条件整備などの重点的に講ずべき施策、そして児童・生徒の生命保護等の緊急の場合に講ずべき措置を共有することになります。この総合教育会議の設置により、清水市長さんが教育行政に果たす責任や役割が明確となり、公の場で教育政策について議論することが可能となったわけでございます。

今後は、清水市長さんと私ども教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育施策の方向性を共有し、一致して執行に当たることになります。私は、本改正の利点を最大限に生かし、今後の立川市の教育行政をさらに充実、発展させるべき透明性のある総合教育会議とし、市民の期待に応える迅速で機動性のある教育行政を展開したいと考えております。どうかよろしく願い申し上げます。

以上でございます。

(司会・総合政策部長)

ありがとうございました。

本日が第 1 回の開催ということでございますので、委員の方々から自己紹介をお願いいたします。

(田中教育委員長職務代理者)

教育委員長職務代理者の田中と申します。どうぞよろしくお願ひします。

本会議がより充実した、また市民の皆さんに答える、そんな会議にしたいと思ひます。先ほど清水市長さんからも話がございました、その意思をしっかり受けとめながら努力してまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

(平山教育委員)

皆様、こんにちは。現在、小学生の子どもを持ちます保護者です。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

(伊藤教育委員)

私は教育に関しては専門家ではございません。ただ、40年間、子どもと障害をお持ちの方に関する仕事をしてまいりました。少しでもそういう経験が生かせるかということ、教育委員会のあり方というところにもありますように、レイマンコントロールとして、教育の専門家ではない者が教育のことに關して意見を言うことも必要なのではないかと思ひまして、教育委員をさせていただいております。これからもよろしくお願ひいたします。

(小町教育長)

教育は未来づくりということでございます。立川市の未来につながる教育を展開してまいりたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

(司会・総合政策部長)

ありがとうございました。

以上、6名が総合教育会議の構成員となります。どうぞよろしくお願ひいたします。

3. 総合教育会議の開催にあたって

(司会・総合政策部長)

次第の3、総合教育会議の開催にあたってにつきまして、事務局の企画政策課長からご説明をいたします。

(企画政策課長)

今回はお手元の資料が大変多くございます。資料1から資料10までご用意させていただいております。どうぞよろしくお願ひいたします。

その中で、資料2と資料3をお出しく下さい。最初に、資料3が概略でわかりやすくなっておりますので、こちらを使ってご説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律ということで、こちら、中折りで、4ページ物で概要をまとめてございます。平成27年4月1日施行となっております。

中をお開きいただきまして、見開きの右側のページにポイント3とございまして、総合教育会議とございます。こちらが、すべての地方公共団体に総合教育会議を設置することになってございます。

総合教育会議の概要でございます。その下、ちょうど真ん中あたりに大きい下矢印がございますが、その下に記されてございます総合教育会議の設置ということで、まず、首長が招集いたしまして、会議につきましては原則公開となっております。構成員に

つきましては、首長と教育委員会となつてございますが、必要に応じまして、意見聴取者の出席を要請することができるとなつてございます。

こちらの会議は、もちろん議決決定機関ではございませんが、内容といたしましては、協議・調整を行う、そういった会議の場となつてございます。協議・調整事項については以下のとおりとなっております。3点でございます。1点目が教育行政の大綱の策定、2点目が教育の条件整備など重点的に講ずべき施策、3点目が児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置となつてございます。

これによりまして、その下の枠にもございますが、首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、首長が公の場で教育政策について議論することが可能となります。また、首長と教育委員会が協議・調整することによりまして、両者が教育政策の方向性を共有して、一致して執行にあたるということが可能になるということでございます。

資料2につきましては、この法律の抜粋版ということで、改正の内容について抜粋した資料になってございます。ただいま説明をした内容が、ちょうど真ん中から下、第1条の4、総合教育会議という中で記されているところでございます。

その中の6項、こちらで会議の公開についての規定、7項について、議事録も作成して公表ということになってございますので、こちらについてもこの規定どおり進めていくということでございます。

雑駁でございますが、総合教育会議の概要についての説明は以上でございます。

(司会・総合政策部長)

ただいまのことにつきまして、ご意見、質問はございますでしょうか。

田中教育委員長職務代理者、お願いいたします。

(田中教育委員長職務代理者)

ただいま、企画政策課長から説明がございました。私の考えを一言、申し上げたいと思います。

私は、第1回総合教育会議を受けて、これまで以上に清水市長さんを中心に、当市の教育行政がスピード感を持って適切に、かつ円滑に、そして18万市民の皆さんの期待に応えられることに非常に期待感を持っております。したがって、今、説明がございました資料2の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）」、概要版、それを拝見して心強く感じるところです。

すなわち、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴って、教育行政の責任の明確化、危機管理関係体制の構築化、同時に清水市長との連携強化、会議の透明性、この4つの取り組みによって、一層、教育行政の中立性、あるいは継続性、安定性、これがさらに確保できると考えていますので、今後ともよろしくお願いいたします。

4. 議題

(1) 立川市総合教育会議運営要領（案）について

(司会・総合政策部長)

次第の4、議題(1)立川市総合教育会議運営要領（案）についてに移ります。

事務局の企画政策課長から説明をお願いいたします。

(企画政策課長)

それでは、お手元の資料4をお開きください。こちら、立川市総合教育会議運営要領の案でございます。先ほどご紹介いたしました法律の改正の主な部分を、こちらの中でほぼ網羅している状況でございます。及びつけ加えての項目もでございます。

最初、第1条の「目的」でございますが、こちらは先ほどの法律に規定してございます総合教育会議の運営について必要な事項を定めるという目的を記してございます。

その後、第2条、第3条と続きます「構成員」、「招集等」につきましては、法律の規定のとおりでございます。

第4条、「議長」でございますが、要領の中で、「会議の議長は、市長を充てる」としてございます。

その後の第5条、第6条、第7条、「関係者等の出席」、「公開」、「調整結果の尊重義務」、こちらに関しましては、法律の規定のとおりとなっております。

第8条の「議事録」でございますが、こちら、議事録の作成については法律の規定のとおりでございますが、こちらの要領の案の中では、その記載する事項についても明記をしているところでございます。記載する主な事項については、5点でございます。

「開催年月日」、「市長及び出席した委員等の氏名」、「議事日程」、「議事のでん末」、「その他会議の経過に関する事項」ということで、会議に関することは、てん末だけではなく、その経過についてもすべて漏らさず記載するという方向で進めたいと考えてございます。

要領の案の説明については以上でございます。

(司会・総合政策部長)

運営要領案につきまして、ご意見、ご質問等、ございますでしょうか。

福田教育委員長、お願いいたします。

(福田教育委員長)

大変簡潔に明瞭にまとめられた要領であると思います。ぜひこの要領でお願いいたします。

(司会・総合政策部長)

田中教育委員長職務代理者、お願いいたします。

(田中教育委員長職務代理者)

それでは、私のほうから1点、質問をさせていただきたいと思っております。

立川市総合教育会議運営要領(案)の第5条、「関係者等の出席」という文面がございます。このことについては、今後、どのようなことを想定されておられるのか、それについて教えていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

(企画政策課長)

ただいまご質問がございました「関係者等」でございますが、今回の総合教育会議につきましては、教育に関する部門、その中でも特に子どもに関する部門がクローズアップされてきているところかと思っております。そういったところでは、子ども・家庭の部門に関すること、あるいは身体の安全・安心、そういった部分に絡むということは、防犯、防災、そういった部分にも問題、議論について及ぶ可能性がございますので、その関係部署の説明職員の出席は想定してございますのと、場合によって、法律に関すること、

その他、広域的な問題に関することが議題となった場合におきましては、国及び東京都の関係職員等々の出席、こういったものも検討してまいりたいと思っております。議題の内容について、きちんと説明のできる説明要員を配置するというを想定してございます。

(田中教育委員長職務代理者)

ただいま、企画政策課長から詳細な説明がありました。そのことをお伺いして安心いたしました。よろしくお願いいたします。

(司会・総合政策部長)

ほかにご意見、ご質問、ございますでしょうか。

清水市長、お願いいたします。

(清水市長)

運営要領(案)の第4条に「会議の議長は、市長を充てる。」とあるのですが、議長の職務権限といいたしでしょうか、一般的に議長というのは、その会議の取りまとめ・調整をするというふうに解釈されます。もしそういうことであるならば、この会議の中で、市長としての意見を申し述べるのが難しいのかなと思うんです。

それではどうかというと、この法律の第1条の4、ここの本文のところの「地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため」と、「構成員の事務の調整」というのは、読み方によっては「意見の調整」ということになるんですが、ここら辺から、市長としても意見を述べる事ができるという形で読み取ってよいのかどうか、事務局としてはどう思っていますか。

(企画政策課長)

議会等におきましては、当然、議決機関ということになりまして、その場での議長となりますと、公平性、公正性という部分もありまして、発言の機会はないという状況がございますけれども、特に今回のこの会議につきましては、意見の調整・協議というところが主眼に置かれました会議でございますので、議長におきましても発言の機会があると事務局でも考えているところでございます。

(清水市長)

これから何年も進めていくわけですから、今の事務局の解釈だけでなく、出席している方の確認をとってもらってこの会議を進めてまいりたいと思います。いかがでしょうか。

(司会・総合政策部長)

市長からただいまの発言がございました。これに関しましてご意見等あればお願いいたします。

小町教育長、お願いいたします。

(小町教育長)

教育委員会は教育委員長が取りまとめ役代表ということになっております。そういった議事の中でも、今日も定例会を行ったわけでございますけれども、教育委員長みずから教育に関する意見をしっかり述べるという議事進行になっております。そのようなことを踏まえながら、総合教育会議を議事進行していただければよろしいのかなと思っております。

おります。

(司会・総合政策部長)

構成員の皆様、そういう考えで了承していただけるということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(司会・総合政策部長)

ありがとうございます。

ほかに要領案に関しまして、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

それでは、立川市総合教育会議運営要領につきましては、ご承認ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(司会・総合政策部長)

それでは、これ以降は、総合教育会議につきましては、ご承認いただいた要領に沿って運営をさせていただきます。要領第4条によりますと、議長は市長ということになりますので、これからの会議の進行を市長にお願いしたいと思います。

ありがとうございました。

(清水市長)

それでは、議長ということで仰せつかりました。これからの議事進行をやらせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(2)教育に関する「大綱」の策定について

(清水市長)

それでは、次第に沿いまして、早速、会議を進めてまいります。まず、次第の4、議題(2)教育に関する「大綱」の策定についてに移ります。事務局の企画政策課長並びに教育総務課長から説明を願います。

(企画政策課長)

お手元の資料、資料5をお開きください。「教育に関する大綱について」ということで、大綱とはという、大綱の大きな概念につきましての説明を、まず、私のほうからさせていただきます。

教育に関する大綱につきましては、改正法の中で、地方公共団体の長が大綱を定めるということとなっております。その中に、2番としまして留意事項が示されてございます。こちらの中を確認しながら、概要を説明いたします。

まず、民意を代表する立場である長につきましては、例えば大学、私学、そういったところを所管するとともに、教育の所管事項であります予算の編成、条例提案など、そういった権限を有しているところでございますが、近年におきましては、教育行政において、福祉、地域振興、そういった一般行政との密接な連携が必要になっているということを踏まえまして、地方公共団体の長に大綱の策定を義務づけることになったということでございます。これによりまして、地域住民の意向のより一層の反映、総合的な教育行政の推進を図るということを目的としてございます。

①のところは大綱の定義を記してございます。大綱につきましては、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策につきまして、その目標や施策の根本

となる方針を定めるというものでございまして、詳細な施策について策定することを求められているものではございません。また、この大綱が対象となる期間でございしますが、法律では特に定めはございませんが、首長の任期が4年であること、また、国あるいは私ども地方公共団体が策定しております教育振興計画、こういったものの対象期間が5年であるということを考えますと、一般的に4年から5年程度を想定されていると言われております。

また、②といたしまして、大綱の記載事項ということで記してございます。主たる記載事項につきましては、各地方公共団体の判断に委ねられてございます。予算や条例ですとか、長の有する権限に関する事項についての目標や根本となる方針、そういったものが記載対象となると一般的には考えられているところでございます。

この大綱につきましては、何度もお話がありましたとおり、総合教育会議の場において、市長と教育委員会が十分に協議・調整を尽くすことが肝要であるということが記されているところでございます。

大綱についての概要は以上でございます。

(教育総務課長)

「教育に関する大綱と各種計画との概念図」につきまして、ご説明をいたします。

先ほど企画政策課長よりご説明がありましたが、教育に関する大綱については、市長が定めることとなります。先ほどの話と多少重複はしてしましますが、大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針を定めるものであります。2番目としまして、総合教育会議において、市長と教育委員会が協議・調整を尽くして市長が策定をするものであります。また、3番目としましては、市長及び教育委員会は、策定した大綱のもとに、それぞれ所管する事務を執行することとなります。そのため、本日の総合教育会議において、教育に関する大綱について、協議・調整を行っていただきます。

続きまして、本市の教育に関する計画についてご説明をいたします。概念図の一番上となりますが、3月に立川市第4次長期総合計画を策定いたしました。計画期間は、平成27年度から36年度までの10年間となります。長期総合計画は、基本構想と基本計画で構成される計画の総称で、本市における最上位の計画となります。

次に、その下でございしますが、基本構想となります。基本構想は、本市が目指すまちづくりの将来像を定め、その実現のための基本的な考え方、理念を示したものとなります。本市の将来像につきましては、第3次の基本構想までは、「心のかよう緑豊かな健康都市立川」としておりましたが、第4次基本構想では、「にぎわいとやすらぎの交流都市立川」といたしました。

次に、前期基本計画についてご説明いたします。前期基本計画の計画期間は、平成27年度から31年度なり、32年度から36年度につきましては後期基本計画を、今後、策定することとなります。前期基本計画では、本市の将来像である「にぎわいとやすらぎの交流都市立川」を実現するため、まちづくりの方向性を示す5つの都市像を定めております。

その都市像の1つが、「育ち合い、学び合う文化の香り高いまち」です。該当する政策が、子ども・学び・文化となっております。この政策については、11の施策で構成されております。施策の1から3までに関してが子どもに関する施策、施策の4から6ま

でが学校教育に関する施策、7が生涯学習、8はスポーツ、9は文化芸術、10が多文化共生、11が男女平等参画社会となります。また、前期基本計画を上位計画とし、各分野別の個別計画が定められます。

図に個別計画を示しておりますが、子ども・学び・文化の政策に関する個別計画は、市長部局で5計画、教育委員会で5計画あり、合計で10の計画となりますが、個別計画は各分野の詳細な施策を定めていくものとなります。

教育に関する大綱につきましては、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではございません。このたび策定いたしました前期基本計画の子ども・学び・文化の政策は、国が考えている大綱の要件に当てはまるものと考えております。

なお、本日の総合教育会議で協議・調整された内容を踏まえ、次回の総合教育会議において教育に関する大綱案をお示ししたいと考えております。

事務局からの説明は以上となります。

(清水市長)

説明は以上であります。このことにつきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

福田教育委員長、お願いいたします。

(福田教育委員長)

今年度から向こう10年間を見据えた第4次長期総合計画をもとに、今年から5年間、立川市の前期基本計画が作成されております。この基本計画のもとに、子ども教育委員会としての分野別の個別計画、すなわち第2次学校教育振興基本計画、特別支援教育実施計画、第5次生涯学習推進計画、第2次図書館基本計画、そして、第3次子ども読書活動推進計画が策定され、今年から施行に至っております。

この中で、特別支援教育実施計画のみが、東京都の第3次推進計画にのっとり、28年度までとございますが、そのほかの4本の個別計画はすべて平成31年度までの5年間でございます。これらのほかに、新たに教育大綱を策定するとなると、大変複雑になり、焦点が定まらず、どうも分かりづらくなるのではないかと懸念をしております。最終的に大綱の策定は清水市長さんのご判断によるところでございますが、今年から施行される前期基本計画及び5本の個別計画の中で、根本となる部分を抜粋していただいで作成してはいかがでしょうか、という私の提案でございます。

(清水市長)

ほかにご意見はありますか。

田中教育委員長職務代理者、お願いいたします。

(田中教育委員長職務代理者)

先ほど企画政策課長、教育総務課長のほうから詳細な説明がありました。ありがとうございます。

私のほうから2点、申し上げたいと思います。まず1点は、教育に関する大綱と各種計画との概念図の中の立川市特別支援教育実施計画についての感想と、私の質問です。感想でございますが、特別支援教育については、実は4年前、すなわち平成23年の6

月に、清水市長さんが公約として特別支援教育の充実ということで、ちょうど公約の6番目に掲げておられます。それを受けまして、平成24年12月、ご承知のように立川市子ども未来センターを設立し、25年4月から特別支援教育課を設置し、その中で非常に特別支援教育が充実してきていると捉えております。

特に大きくは3点、私が学校を訪問しながら感じたわけですが、1点目はやはり市民の皆さんの子育て、それに対して非常に適切な情報が提供できたということです。2点目は、特別支援教育と教育の一本化、つまり情報の一本化が図れて、非常に市民の皆さんが活用というか、利用しやすいというか、このことについては多々伺っています。3点目は、教員同士の情報が一本化されると同時に、連携が非常に強化される。この3点が、清水市長さんの公約の中に掲げられた特別支援教育の充実がきちんと結果として実っているんだなど、その実績と成果を強く感じております。

その上で、多摩26市の中でも、立川は特別支援教育が手厚く進められているという声も多々聞いております。また地域の方、保護者の方からも、一人一人のニーズに応えた、ほんとうに子どもに手厚い指導をされているという感想も伺っております。その意味での特別支援教育の充実について私からの感想です。

もう一つは質問でございます。これは福田教育委員長と同じような考えですが、この中で、立川市特別支援教育実施計画が実は26年度から28年度までとなっております。その意味では、ほかの4つの活動計画、これがすべて31年度ということになっていきますので、できれば28年度からさらに延長して、やはり31年度まで何とか策定していただきたいと考えています。その根拠は、先ほども企画政策課長のほうからお話がありましたように、やはり5年間を策定のめどにしているということが一つです。それは、前期基本計画として5箇年を考えているわけです。

2つ目は、26年文部科学省第490号通知文、この中で地方公共団体の長の任期が4年であるということ、さらには、国の振興基本計画対象期間は5年となっております。そういう意味では、やはり4年から5年を想定しているのです。できましたら、立川市特別支援教育実施計画を、平成28年度からさらに延ばしていただきたいと思っております。つまり、平成31年度までです。そのあたりについて、本計画の今後の対応、見通し、あるいは課題についてお聞かせいただければと思います。

(清水市長)

ほかにご意見はございますか。

小町教育長、お願いいたします。

(小町教育長)

田中教育委員長職務代理者からご発言がございました、1点目の特別支援教育の部分ですけれども、東京都の年限に合わせたということで、今回、イレギュラーに3年にしております。もう3年つなげますと、平成29年から31年ということで、31年はほかの個別計画の終わりの時期とそろうわけでございます。その後の平成32年から平成36年の5箇年に関しましては、特別支援の実施計画につきましても、5箇年計画としてまいりたいと考えております。ちょっとイレギュラーで3年、3年をつなげるわけでございますけれども、その先は5年、5年でいけるかなと考えているところでございます。それが第1点でございます。

先ほど福田教育委員長からご発言がございまして、立川市の場合は、基本構想及び前期の基本計画が平成 27 年度からスタートするということで、ほかの教育に関する個別計画もすべて同時期ということでございます。ということでございますので、大綱におきましては、その個別計画なり基本計画をしっかりと踏まえるということは、全体の計画が相互に齟齬がなく実施する上では重要なことと考えております。そういった意味で、全体を俯瞰できるような位置づけとして大綱を位置づけて、基本計画、個別計画を踏まえながら、大綱を策定することが重要ではないかなと考えているところでございます。(清水市長)

ほかにご意見はございますか。

ないようでございますので、今、皆さんからいただきましたご意見を整理しながら、次回の総合教育会議に案を提出してまいりたいと考えております。どうぞよろしく願います。

(3) 「けやき台小学校と若葉小学校の統合及び新学校建設」への対応について

(清水市長)

次に、議題の(3)「けやき台小学校と若葉小学校の統合及び新学校建設」への対応についてを議題といたします。事務局の教育総務課長から、まずご説明を願います。

(教育総務課長)

「けやき台小学校と若葉小学校の統合及び新学校建設」への対応について、ご説明をいたします。説明に使う資料につきましては、資料 6 と資料 7 となります。

まず、資料 6 でございますが、平成 27 年 3 月議会に出された請願でございます。「請願第 1 号 けやき台小学校と若葉小学校の統合及び新学校建設に関する請願」でございます。若葉町地区学校保全計画検討委員会からこの請願が出されております。

請願の要旨でございます。4 のところでございますが、建物の老朽化並びに少子化に伴い、「けやき台小学校と若葉小学校の統合」と共に、「けやき台小学校の敷地に新学校の設立及び新校舎の建設（建て替え）」のお願い。これが請願の要旨となります。

続きまして、資料 7 をご覧ください。「1 請願について」でございます。この請願につきましては、3 月議会でご審議をいただきまして、1 号の請願については採択をされました。また、この 3 月議会に、同じく若葉町教育問題連絡会が、若葉町地区の 2 つの小学校に関する請願（請願第 2 号）を提出しましたが、こちらのほうは不採択という結果となっております。

この議会で採択をされた請願についてでございますが、どのように市として対応してまいるかということが、「2 市の基本方針」についてでございます。この 2 つの学校につきましても、老朽化に伴って、保全計画に伴う大規模改修を予定しておりましたが、この保全計画につきましては、計画期間内における社会情勢の変化に対応しつつ、5 年ごとに見直しを行い、計画の実効性を確実にするものであり、また実施段階においても、議会の動向また地域からの要請、財政面など諸条件を考慮し、計画を見直す場合があることを、市長はじめ議会でご説明をしているところでございます。

今回はけやき台小学校の大規模改修、当初の予定は 28 年度でございました。この改修の設計実施段階で地域住民から請願が出され、議会で採択されたことを受け、保全計

画の中で大規模改修時期が、隣接をしております、けやき台小学校と若葉小学校の保全計画を見直して、学校の統廃合と新学校建設について、改めて方針を決定すべく庁内で検討を行うものでございます。

「3 学校統廃合と学校建て替えの課題の整理」でございますが、統合と建て替え、さまざまな課題がございます。その中で、「1) 検討における基本的な考え方」、3点を示しているところでございます。児童の教育条件の改善の観点を中心とすること、安全・安心な教育環境を提供すること、今後の少子・高齢化社会を見据えた対応を図る、これを基本的な考え方として、それぞれ学校統廃合の課題及び学校建て替えの課題として、これを3点ほど持った中で、今、課題の整理を図っているところでございます。課題を整理し、市長とも協議し、また教育委員会の中でも協議し、またこちらの総合教育会議でも協議・調整を図った上で対応の案をつくり、最終的には方向性を見出した上で議会及び市民対応、説明をし、コンセンサスの形成に当たってまいりたいと考えています。

「4 庁内検討委員会」につきましては、既に設置をして、市長部局、教育委員会、それぞれ連携をした中で、現在、課題の整理を進めているところでございます。

「5 平成27年度スケジュール(案)」でございます。一番上が庁内検討委員会でございます。ここで課題の整理を図ります。その上で、本日の総合教育会議では、今までの請願を出された経過、また庁内検討委員会での課題を整理しているということの経過報告を行います。市の内部でもこのことについて協議をしているということになります。教育委員会にもその報告をしております。市議会につきましても、6月議会に現在の状況についてご説明をする予定でございます。

また、庁内の検討、課題の整理が済んだ中では、8月の第2回の総合教育会議で、一定の方向性をこちらのほうでお示しをして、ご協議いただきたいと考えております。また、教育委員会でそれを受けて協議をし、方針を決定し、9月議会にその方針の報告をしてみたいと考えております。

9月議会での方針説明以後は、10月、もしくは11月からになりますが、地域のほうにこの方針を説明をしてみたいと考えております。また、地域での説明会の状況につきましては、総合教育会議等においても、その状況についてご説明をしてみたいと考えております。

また、けやき台小学校、本来であれば28年度に大規模改修を予定しておりましたが、この請願が出された関係で、今、大規模改修をストップしております。いずれにしろ、児童の安全を確保するためには、けやき台小の一定規模の改修が必要と考えておりますので、今年度につきましては、補正予算で調査等の予算をお願いをした中で、老朽化の調査を行い、また来年度の予算等に反映していきたいと考えております。

「6 総合教育会議、立川市、教育委員会、議会等の役割」は、こちらに示しているところでございますが、総合教育会議につきましては、方針案に基づいた方針について、協議・調整を図っていただければと考えています。

説明は以上でございます。

(清水市長)

ご質問等がございましたら、どうぞ。

福田教育委員長、お願いいたします。

(福田教育委員長)

請願第1号が先般の議会で採択されております。公選で選ばれた市民の代表が採択したことを強く受けとめ、そして、学校の統廃合と新学校建設についての方針及び方向性を決定していただきたいと考えます。

国は、今年1月でしょうか。公立小中学校の適正規模、適正配置に関する手引きを作成しています。学校の統合とか、学校規模の適正化は、あくまでも児童・生徒の教育条件をよりよくする目的で行うべきものであり、すなわち、児童・生徒の教育条件の改善の観点が重要であると考えております。

ご案内のように、私ども教育委員会は、平成25年3月だと思いますが、小学校の学校適正規模の基本的な考え方を決定して、皆様のご理解を得ていると思います。統合及び新学校建設を進めるに当たり、保護者、地域住民と教育上の課題及びビジョンを共有しながら、そして、理解を得ながら進めることが肝要であると考えてます。

特に統合に関する合意形成が重要だと思います。統合校間の共通理解を図り、保護者や地域の代表が参画した統合プランの検討及び統合により生じる課題への適切な対応等、ぜひ魅力ある学校づくりを示す必要があると考えているところでございます。

ぜひ皆さんのお知恵とお力でもって推進をお願いしたい。期待をしております。

(清水市長)

ほかにご意見はございますか。

田中教育委員長職務代理人、お願いいたします。

(田中教育委員長職務代理人)

先ほど教育総務課長から丁寧な説明がございました。私のほうから、意見として、今後、けやき台小学校と若葉小学校の統合及び新学校建設の対応にあたっては、十分、丁寧なコンセンサスの形成をお願いしたい、そのことを申し上げておきます。

すなわち、本年3月の本会議で請願第1号が採択されました。これは、市民の代表であります市議会議員の先生方が慎重に討論、討議され、その上で採択されたわけでございます。したがって、今後、議会での議員の先生方に5月に進捗報告、8月以降に方針報告及び10月以降に地域説明会での方針説明、これらについても、一つ一つ丁寧な説明をお願い申し上げます。

関係者の方々への理解と協力なしには本事業を進めることはできないと私は考えております。そのために大事なことは、今後、検討における基本的な考え方、学校統廃合の課題として、また学校建て替えの課題としても十分検討されながら課題を明確にして、議会、地域の方々への丁寧なコンセンサスが大事だと思います。そのことが結果として、子どもたちへの安全・安心を確保することでありまして、同時に地域住民の方々への信頼を得ると私は考えておりますので、ぜひ関係機関の皆様には大変なご苦勞をおかけしますが、よろしくお願い申し上げます。

(清水市長)

お二方とも要望ということでございます。

そのほかにご意見はございますでしょうか。

小町教育長、お願いいたします。

(小町教育長)

先ほど福田教育委員長からご発言がございましたとおり、子どもたちの教育の充実が第一ということでございます。この議論の中では、請願の中でも述べられているとおり、子どもたちの教育環境が心配だということから請願が出されたものと考えているところでございます。いずれにしましても、安全な教育環境を確保するという意味で、子どもたちの安全確保第一ということで取り組んでまいりたいと考えております。

(清水市長)

ほかにございますか。ないようでございます。

先ほどの教育委員会事務局からの説明でも、ただいま、議会の採択を受けて、課題を整理しているというところでございます。次回にはその課題整理の内容等をご協議いただくとということで、この件につきましては協議を終了ということでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

(清水市長)

それでは、これで終わらせていただきます。

(4) 立川市立小学校教員による不適切な指導について

(清水市長)

次に、議題の(4)立川市立小学校教員による不適切な指導についてに移ります。事務局の指導課長からご説明をお願いします。

(指導課長)

平成27年5月13日、立川市立小学校6年担任教員が、担任する学級において、いじめの指導に際して、学級の全児童から聞き取りを行った後、指紋を採取するという事案があり、5月15日に第1報、5月18日に第2報を既にご報告申し上げているところでございます。いじめ問題への対応は、毅然として行わなければならないものであり、それとともに、すべての児童・生徒の人権に配慮した指導に努めなければならないと考えております。

本件では、いじめ問題への指導の中で児童の指紋を採取したものでありますが、児童の人権への配慮に欠ける指導であり、不適切な指導であると考えております。また、いじめ問題への対応につきましては、情報の共有及び指導方針の共通理解のもと、教職員が連携して対応することを、市及び学校のいじめ防止基本方針で規定しており、本件における対応では、教職員の連携による組織的な対応という点で課題があったと考えております。

本件のその後の対応につきましては、本日、お配りしております資料8の中でもお示ししておりますが、まず、児童の心のケアを第一とし、相談体制及び児童観察の充実を図りました。具体的には、教育委員会より巡回相談員や指導主事を1週間派遣し、児童の相談に応じる体制や学校運営への支援を行ってまいりました。

また、教職員の人権感覚を高め、再発防止及び人権に配慮した児童・生徒への指導の徹底を図るために、当該校はもとより全校において教職員への指導を行うとともに、教育委員会が主催する各種研修会や委員会等において、指導主事が、東京都教育委員会発行の人権教育プログラムを活用した指導を現在、行っているところでございます。さらに、当該校におけるいじめ問題についても、継続的な対応を行い、問題解決に努めてい

るところでございます。

今後も、いじめ問題に限らず、児童・生徒の指導に当たって、問題解決に毅然と取り組むとともに、人権に配慮した指導が徹底されるよう努めてまいりたいと考えております。

(清水市長)

以上の説明につきましてご質問等がございましたらお願いをいたします。

田中教育委員長職務代理人、お願いいたします。

(田中教育委員長職務代理人)

今、指導課長のほうから具体的にこの不適切な事案に対する取り組みについて説明がございましたが、これについては相当丁寧に、しかもきめ細かく、かつしっかりした組織体制を確立しながら進めないと、根本的な解決にはならないだろうと思って、再度、私の考えを申し上げます。

つまり、再発防止に向けた取り組みでは、当該校における取り組みとして、組織的な体制の確立、校内研修の実施、継続的な取り組みの実施です。その上で、教育委員会主催の教育研修においては、夏季教育研修の実施、なおかつ各種研修においては、初任者、2年次、3年次教員等の研修を含めた人権教育の推進者等々の研修、さらに今度は教育委員会主催の各種研修会においては、道徳教育推進委員会、あるいは生活指導主任会、教務主任会等々で、今後、進めていかれるわけですが、進めるに当たって、ぜひ継続的・計画的に進めていただきたいと思います。

要するに、研修が終わったからこれで終わりではなくして、さらに継続をしながら、社会で許されないことは実は学校でも許されないんだ、または子どもの立場、保護者の立場に立って物事を判断し、適切に対応していただきたいと思います。すなわち、我が子以上に一人一人の学級の子どもたちを大事にしていく、また自分以上の人材に育てていこうという慈愛あふれるかかわり、指導が大切ではないかと思いますので、しっかりとした今後の指導体制を通しながら、やはり一人一人の児童が安心して学校に通える、そういう学校にしていきたいと思います。

本市の29校はさまざまな形で教育の実績を上げています。高い評価も受けている。そういう中で、一部のこういう事案が発生することについてはほんとうに残念至極なことですので、引き続き継続した取り組みをよろしくお願いいたします。

(清水市長)

そのほかにご意見はございますでしょうか。

福田教育委員長、お願いいたします。

(福田教育委員長)

私は、重要なのは教員の意識であると思っています。意識さえあれば、必要な知識は幾らでも収集できると考えています。ぜひ、ここにお示しいただいた人権に配慮した指導を徹底していただく中で、そのチェックでございます。いつどのような形で進歩しているのか、そういったチェックもしながら再発防止に努めていただき、信頼回復に努めてほしい。ぜひよろしくお願い申し上げます。

(清水市長)

ほかにごございませんか。

なければ、私から1つだけ確認というか、質問をさせていただきます。このような事件、事故が起こるたびに聞きますのは、担任の先生が1人で行動を起こしてこのような結果を招いてしまった、こういうことが多いんです。ほとんどの場合がそうです。

例えば今回のこの件に関しても、いじめをして、指紋採取などということをしたときまでに時間が何日かあったわけですね。普通ですと、一般社会ですと、実はこういう事故やいじめや事件があつて、何とか対処したいんだけどどうしましようかねという相談を一般的にはやるはずなんです。例えば自分の上司であつたり、学校でしたら、私はあまりよく知らないんですけれども、新人の先生を指導するために学年主任がおりますよとかというお話をよく聞くんですけれども、少なくとも、学校でも組織はできているはずなんです。

ところが、こういう報告を受けるたびに、学級担任が自分の教室の中だけで完結してしまう、その結果、こういうことが起きることがたびたびあるんですけれども、組織の機能というのはどうなっているのでしょうか。ちょっと説明をしてください。

(指導課長)

今、まさにご指摘のことが最大の課題であると認識しております。学校におきましても、まず、子どもたちへの対応の窓口は学級担任であるということは同じでございます。例えば子どもたちのさまざまな生活にかかわることにつきましては、生活指導部という組織を持っておりますので、この中で取りまとめて、基本的に、例えばいじめの問題であれば、基本方針の中で、こうした組織の中で対応方針を決め、共通理解のもとで対応していくということが基本となります。

ただ、まさにご指摘のとおり、ここがあまり機能していなかったというところに問題がありますので、先日の臨時の校長会の中でも、組織的な対応に課題があつたという指摘のもとで、全校で改めて見直しをしていただくというお願いをするとともに、私ども教育委員会事務局も、各学校の生活指導主任が一堂に会する会を持っております。そうした中でも、やはりさまざまな事案に対して報告、連絡、相談の徹底や組織的な方針を定めて対応する。このことの徹底をしていくように、今後指導していき、その中で再発防止をしていくということで考えております。

(清水市長)

今までの学校の中での不祥事というのは、大体、こういうのが多いようです。私が聞く限りでは、すべてが学級担任1人、担任の教室の中1つだけですべてが完結というか、終了してしまうという流れが学校においては多いようで、組織を機能させるために何が欠けているかというのは、私も学校のことは全くわからないので偉そうなことを言うつもりはありませんけれども、単純にそう思います。

組織を機能させるためには何が必要で、何が余計なものか、ぜひそこら辺のご議論も、原点に戻ってやっていただく中で改善を図っていただければと思います。

そのほかにご意見はございますでしょうか。

小町教育長、お願いいたします。

(小町教育長)

市長からご指摘を得た部分でございますけれども、5月18日に、先ほど指導課長が申し上げたとおり、臨時の校長会を開きまして、私も冒頭、再発防止に向け、具体的な取

り組みについて申し上げたところでございます。

実は、このような教員の不適切な指導事案は、本市ばかりでなく各市でも起きております。新聞紙上で、まさにこのような報道が続いているということがございます。その中で、多分、管理職の皆さんからは、教員に対してそのような事案が起きるたびに指導を行っていると思っています。

臨時の校長会で申し上げたのは、言葉による指導だけではなかなか難しいのではないかというお話を申し上げたところでございます。本市の防災に関しましては、例えば、実際の動き方に関して、図上訓練なり、シミュレーションをするということを実は取り組んでいるということをご紹介しながら、ぜひ校内で、さまざまな事案が考えられるわけでございますし、過去の事例も引き出しながら、実際、このようなことが起きたときに、それぞれ役割分担でどういった動きをしなければいけないのかということ、シミュレーションしていただけないかというお話は臨時校長会で申し上げました。

もう知識としてはそれぞれの教員は持っていると思うんですけども、いざ事が起きたときにどのように動いていいのか、どのように体制を組んでいいのかというのが、動きとして定着していないという危惧があると私は考えております。そここのところを、ぜひ校長先生方には、もう一度、再構築していただきたいということを申し上げたところでございます。

(清水市長)

今までと違う見方の中で、今後の具体的な対応ができますという方向で、ぜひお願いしたいと思います。

それでは、この件につきましては、終了でよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

以上でこの件は終了いたします。

(5)平成 26 年度に発生した都内公立学校における体罰の実態把握調査の結果について

(清水市長)

次に、議題の(5)平成 26 年度に発生した都内公立学校における体罰の実態把握調査の結果についてに移ります。事務局の指導課長からご説明を願います。

(指導課長)

お手元の資料 9 でございます。こちらにつきましては、本件の公表に際しまして、市内の全小中学校のご家庭に配布した資料となっております。

平成 26 年 12 月に、いわゆる体罰の実態把握のための調査を実施いたしました。この調査では、体罰の根絶に向けた取り組みを行うために、実態把握をすることを趣旨としているところでございます。

調査の内容及び方法は、平成 26 年度中に、都内公立学校における体罰について、校長による教職員からの聞き取り、児童・生徒への質問紙によるアンケート及び聞き取りにより、調査が実施されております。

調査結果についてでございますけれども、既にご報告申し上げているとおり、立川市では中学校 1 校で、教職員 1 名が体罰として公表されております。公表された事案につきましては、事案の発生が平成 26 年 4 月 27 日となっております。この件で、生徒は擦

過傷ということで、擦り傷を負っております。事案の発生後、学校は、関係生徒及び保護者への説明、そして謝罪を行い、一定の理解を得たということで報告を受けているところでございます。

具体的な発生場面といたしましては、部活動中で、体罰を行った回数は1回となっております。市教育委員会では、体罰問題への対応について、東京都教育委員会が5月21日に行った結果の公表に合わせて、同日、午後1時に市ホームページに、体罰問題に関する教育委員会メッセージを掲載しております。なお、メッセージにつきましては、本日の資料9の四角で囲まれている内容をホームページに掲載したところでございます。また、同日、先ほど申し上げたように、資料9を全校に配布をしているところでございます。

今後の対応といたしましては、教育委員会と学校が一体となって、改めて体罰の根絶に向けて教職員の研修を実施いたします。また、学校の関係者等を対象とした防止に向けた講演会を実施すること、各学校における教職員への指導を充実させていく、このことに努めてまいりたいと考えております。

なお、体罰の実態調査につきましては、既に東京都のホームページに掲載をされておりますので、詳細についてはそちらでご確認することができます。

(清水市長)

以上の説明につきまして、ご質問等はございますか。

田中教育委員長職務代理者、お願いいたします。

(田中教育委員長職務代理者)

今、指導課長のほうから説明がありましたけれども、いわゆるいろいろな組織的な体制、あるいは教育委員会からの指示等々、行ってもなかなか根絶しない、ある時期になると、また再びそういうものが惹起する。何がどうなのかということも、やはりそのあたりを精査する必要があると思うんです。

すなわち、私が先ほど申し上げましたように、社会で許されないことは学校でも許されないんだと、そういう人権感覚、人権意識を先生方に持っていただきたい。また、体罰をやめるか、教員をやめるか、すなわち体罰、即教員解雇である、その自覚を持っていただきたいと同時に、やはり子どもの立場、あるいは保護者の立場にたって物事を冷静に判断していただきたいと考えています。

そういう意味では、人権についての課題把握力、課題解決力、そして組織的なチェック力、これを通しながら、繰り返し、継続しながら、周知徹底していくことです。そういう意味では、先ほど小町教育長からお話がありましたように、シミュレーションをしっかりとやりいただきながら、その結果がどういうことを及ぼすかということをしつかり認識して対応していくことが必要ではないでしょうか。

その意味では、繰り返しのご指導をしていただきながら、当市で再びこういう事案を起こさない、そういうご指導をよろしくお願いいたします。

(清水市長)

そのほかにご意見はございますでしょうか。

福田教育委員長、お願いいたします。

(福田教育委員長)

学校それぞれ、生活指導上の温度差と申しますか、要するに指導が困難な生徒を抱えているというか、そういった生徒の対応でございますけれども、これを一部の先生に任せ切りにしたり、特定の教員が抱え込んでしまったりというようなことのないような、先程来、でている組織的な指導が重要と考えます。

私は、教員の組織は、同じ目的を持った専門家集団の集合体であると思っています。その中で、組織的な指導をぜひ徹底をしていただき、指導体制を常に見直す中で、校長先生は全体を把握していただき、強いリーダーシップの下、指導の方向性を示すというのが使命ではないかと思えます。

日常的に体罰を防止できる体制を整備する必要があるのではないかと考えておりますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

(清水市長)

要望ということでよろしいですね。

(福田教育委員長)

はい。

(清水市長)

そのほかにご発言はございますか。

ないようでございますので、この件につきましては終了といたします。

(6)学力の向上について

(清水市長)

続きまして、議題の(6)学力の向上についてを議題といたします。事務局の指導課長からご説明を願います。

(指導課長)

資料10に基づいて説明をさせていただきます。

まず、資料の構成でございますけれども、大きく上段、中段、下段という3段で、内容のまとまりをつくっております。初めに上段でございますけれども、こちらは、立川市におけるこれまでの学力向上の取り組みの流れをお示ししております。主に平成23年度ごろまでは、健全育成の充実ということを重要課題とし、子どもたちに基本的な生活習慣が確立されるようにということで、人権教育や道徳教育の充実を図ってまいりました。今現在でございますけれども、基礎学力の定着を重視し、さまざまな研究推進校や学力向上推進委員会を設置し、こうした中でどのように学力を向上させればいいのかを検討しているところでございます。

さらに、今後の方向性でございますけれども、私どもは、基礎学力の定着がゴールではなく、やはり子どもたちに確かな学力を育成していくことが最終的な目的と考えておりますので、確かな学力というのは、主体的に学び、学んだことを生かせる子どもをいかに育てていくのかという視点で、今後、施策を進めていきたいと考えております。既に、27年度から取り組もうとしていることを、そこにはお示しをさせていただいたところでございます。

中段でございます。中段は、現在の状況や課題をまとめさせていただきました。まず、左側のボックスでございます。小学校の現状ということで、成果は各学校、学習規律が

確立し、校内研究の中で子どもたちが学び合う授業の展開が進められております。しかし、課題としては、学力の定着度の二極化、また理数教科の落ち込みがうかがえます。

左側のグラフでございますけれども、これは東京都が実施しております学力調査の結果で、平成24年度と26年度の2年間を比較したものでございます。100%が東京都の平均正答率として、それに対して立川市がどのくらいの割合になっているのかということをお示ししております。

実は、小学校においては、学び合う授業ということで、ここでは成果を上げておりますが、基礎の定着という点では、実は算数、理科で、そこにあるように、24年度よりも26年度、結果が若干低下をしているところがございます。

次に右側のボックスでございます。中学校の現状でございますけれども、こちらは、まず成果としては基礎学力が向上しているというところは、さまざまな調査で判明しております。また、組織的な補習が全校で行われているというところが、これまでの研究の成果として挙げられます。

課題といたしましては、小学校では充実している学び合う授業が、やはり中学校ではまだまだ不十分ということで、今後、子どもたちがともに学び合い、教え合う授業に転換していかなければいけないということ、こうしたことを通して主体的に学ぶ生徒を育成していくことが必要だと考えております。

なお、東京都の学力調査の結果を同様にしてお示ししてございます。こちらに関しましては、中学校の場合は、すべての教科において、平成24年度の結果よりも26年度のほうが上昇し、国語、社会においては東京都の平均を上回るまでになっているという状況でございます。他の3教科につきましても、おおむね99%から98%台ですので、ほぼ東京都の平均並みまで達成していると考えているところでございます。

こうした小中学校の現状と課題から、真ん中のボックス、27年度の課題と方策というところでまとめさせていただきました。4点課題を挙げております。まず、小学校の基礎学力の向上が最重要課題と考えております。その中で、やはり中学校で補習が成果を上げているというところで、今年度より、小学校においても、学習支援員を市の予算の中で計上することができましたので、こうした事業を組織的に活用して、基礎学力を上げていくことを最優先に考えているところでございます。

また、課題の2として、今年度から充実させようと考えております小中連携教育を推進してまいります。具体的に、小中連携の外国語活動、中学校の教員が小学校に出向いて、小学校の外国語活動の授業を小学校の担任教諭とともに行うことを始めることや、また、地域の郷土学習と子どもたちの将来にかかわるキャリア教育を関連づけた、「立川市民科」を新しく始めてまいります。こうした中で、中学校区を1つの単位として、子どもたちの9年間を連続した学びを実現していきたいと考えております。

また、課題の3としては、中学校の授業改善ということで、学び合う授業への転換。その中で、やはりICTを活用した授業づくりがとても授業改善に効果がありますので、こうしたところで事業を進めてまいりたいと考えております。

また、昨年度より進めておりますネットワーク型の学校経営ということも課題の4に掲げ、一層、地域や市民の皆様のお力をお借りしながら、教育活動の充実に努めてまいりたいと考えております。

最後、下段でございますけれども、今、こうした課題の解決に向けて取り組んでいる大きな柱として、授業力の向上、右側にある学習機会の拡充ということで、具体的な内容を示させていただきました。また、小中連携についてもそのような形で、今年度、進めていきたいと考えております。

なお、平成 27 年度より、東京都の事業である学力ステップアップ推進事業というものを、立川市は指定を受けることができました。こちらは、算数と理科の学力向上ということで、事業があります。まさに本市の課題とマッチしているとともに、実はこの指定事業の中では、教師の授業改善と補習のための外部人材の活用ということで、我々がこれまで進めてきた事業と連動するものでございます。この東京都の事業を活用しながら、さらに子どもたちの基礎学力を高めるとともに、確かな学力の育成までつなげていければと考えているところでございます。

(清水市長)

以上の説明につきまして、ご意見はございますでしょうか。

田中教育委員長職務代理者、お願いいたします。

(田中教育委員長職務代理者)

今、指導課長のほうから説明が具体的にございました。その上で、2 点、質問させていただきたいと思えます。

まず、1 点目ですけれども、やはり平成 24 年度と 26 年度を比較して、各教科の学力は確実に向上している小中学校も数多くあります。すなわち、これまで平成 24 年度から 26 年度まで、その状況を見ますと、東京都 23 区、多摩 26 市、それぞれがさまざまな取り組みを通しながら、やはり押しなべて学校の学力が上がっている。そういう意味では、本市の場合を見た場合には、中学校は格段に学力が向上しています。

先ほど指導課長からお話がありましたように、小学校が若干低い。私はあまりこれを悲観的には見ていないんです。やはり教育委員会の方針を受けて、そういうところで努力してきていますので、その上で、先ほどいろいろな施策のお話がありました。その意味で、本市の小中学校での学力が向上している学校の共通の要因、共通の取り組みをしていることでどのようなことがありますか。もしありましたら教えていただきたいことが 1 点でございます。

もう一つは、平成 27 年度から新たな 4 つの個別事業に対して、何をどのように取り組み、どのようなことに期待されているのか。すなわち、21 世紀型の学力として、やはり大事なものは課題解決力を身につけ、主体的に学んだことを今後の生活に生かすということであり。指導課長のほうからは、先ほど、基礎学力を基盤にしながら、やはり子どもたちの主体的な学習を通して力をつけていきたいんだというお話がございました。

そういう意味では、課題解決力を身につけて、主体的に学んだことを、今後の生活に生かす 21 世紀型の学力は極めて大事だと思います。その意味で、タブレット PC の全校導入、指導力向上巡回アドバイザーの導入、また基礎学力定着アドバイザーの派遣、さらには小学校学習支援員の派遣、この 4 つの事業を教育委員会として、今後、進めていくということを示されておりますので、さまざまな条件整備を図ろうとされている中で、どういうことを期待されているのか、またどんな取り組みをされているのか、その

あたりをお伺いしたいと思います。よろしくお願いたします。

(指導課長)

まず、基礎学力の定着が図られている学校の特色ですけれども、やはり第1に授業改善のための研究を行っていることが挙げられると思います。2点目は、やはり子どもの実態を当該校でしっかりと分析をしていること。3点目といたしましては、やはり子どもたちに学習機会を授業以外でも保証して、それを組織的に運営している。こうした取り組みを行っている学校については、成果が見えているという状況でございます。

2つ目のご質問でございますけれども、今、委員のほうからありました4点については、新たな取り組みということで考えているところがございますけれども、やはり基本は先生方の授業力が高まらないと、最後は学力は高まらないと考えております。そのために、実際の研修や研究体制を充実させるとともに、個々の教員の状況に合った支援、指導ができるようにするために、巡回アドバイザーや基礎学力定着アドバイザーを活用していければと思っています。

また、既存の授業の形を変える意味でも、タブレットPCというのは非常にさまざまな、これまでかなえられなかったような授業展開を可能にしますので、即時性であったり、また多くの情報を瞬時に入手できますので、こうした特性を生かした授業づくりというものを、今後、研究をする必要があると考えております。

何より、私どもとして、学習支援員は中学校で成果を上げていますので、これを小学校に導入して、小学校の子どもたちの基礎学力がさらに高まっていく。このことが実現すれば、学び合う授業ができておりますので、さらに小学校の子どもたちの学力が高まるということを期待しているところでございます。

(田中教育委員長職務代理者)

今のお話をお伺いして、一つお願いしたいのは、やはり小中学校がともに学力が向上している、そういう学校で3点説明がありました。一つは授業改善をされていること、子どもの実態を把握しながら分析をきちんとされていること、学習機会として、授業以外の組織的な取り組みされていること、この3点をもって学力が向上しているわけですから、その教育情報を各学校に適切にお伝えをしながら、情報の共有化を図り、ぜひ、さらに学力向上を目指していただきたいと願っているところでございます。

あとは、指導課長からお話ございました学習支援員でございますが、私ども教育委員は、年間10校、小中学校を訪問しています。その中で、中学校におられる管理職の先生方は、学習支援員の方々のお力を受け、これについては中学校の場合、年間約120時間程度の個別指導を通してその中で相当学力がついていると思います。この取組みが、27年度から小学校に学習支援員が配置されることについては、改めて清水市長さんのご配慮に心から感謝を申し上げるとともに、同時に児童・生徒の学力を上げていただきたい、そういうことをお願い申し上げます。

その上で、私の意見を一言、申し上げてよろしいでしょうか。私の意見としては、ぜひこの機会に学校の多忙化、あるいは教員の多忙化問題について積極的に取り組み、教育委員会として情報を発信していただきたいと思います。それはすなわち、学校の使命である教育の質、あるいは日々の授業の質を高めることにつながるからであります。教師がゆとりをもって指導にあたることによって、児童・生徒に学ぶ喜び、あるいは充実

感、さらには生きる力、これらを身につけさせることが学校の使命につながると私は考えております。

これまで、年 10 校の小中学校を訪問させていただきながら、どの学校も校長先生を中心にしながらリーダーシップを発揮して、それぞれ真剣に取り組んでいます。しかしながら、学校の多忙化、あるいは教員の多忙化問題があるために、どうしても思うように子どもと向き合う時間の確保ができないということも聞いております。

指導課としては、教務改革、このあたりの具体策をぜひ検討していただけるとありがたいと思います。例えば役割分担を決定し、職員会議の削減、あるいは学校の運営の効率化を図るための方策、そういう多忙化問題解決への具体策をぜひ提示していただきながら取り組んでいただきたいと思います。これについては、教育課程編成権は校長先生にありますし、また校務分掌の任命も校長先生にあるのはよく承知しています。そういうことを勘案した上で、なおかつ教育委員会から教務改革の情報を発信していただきたいと思います。ある地域の学校では、年間 100 時間程度の時間数の増加の確保を目指した学校があります。それによって、個別学習を通して一斉授業では育たない自主的な考え、あるいは学ぶ力、そういうものを身につけたという報告も伺っております。

したがって、学習の中で問題提示、それを受けて児童・生徒が一人で考える。さらにペアで意見を交換する。班で学び合う。全体で意見の発表を共有する。最後にまとめと振り返りを行うことが重要であると考えます。こういう学びのプロセスの中で、改めて問題の体系的な理解の基礎基本と応用力、あるいは言語力、表現力が身につけていくのではないかと。すなわち、本市が目指している 21 世紀型の学力に持っていきたいという点でやはり必要ではないかなと思うので、ぜひ今後、指導課を中心にしてお検討をいただきたいと思います。よろしくお申し上げます。

(清水市長)

そのほかにご意見はございますでしょうか。

福田教育委員長、お願いいたします。

(福田教育委員長)

期待をして、私からエールを送るといえるか、非常に詳細なきめ細かな学力向上推進の施策です。長い間、教育に携わった者として、すばらしいものであると敬意を表します。

今現在、学力向上ということを随分厳しくやっていますが、これは決して詰め込み教育でもなく、まして学力至上主義をあおるものでもないわけです。私は、教育は子どもの人生を豊かにするものであると信じております。けれども、その根底にあるのは、基礎学力の定着のもと、確かな学力の育成でございます。このことが、子どもの人格の形成や品性にも影響してくるかと考えています。

先般、4 月でしょうか、全国の学力調査がありました。国語と算数、数学、それから理科の 3 教科で実施されましたけれども、昨年行われた学力調査の詳細な分析結果を見ていると、保護者の年収や学歴の高さに子どもの学力が比例するという傾向が明確になっています。すなわち、保護者の年収と学歴の高さからの分析だと、家庭の年収水準及び保護者の学歴が高くて、さらに学校外での学習時間が長い子どもほど学力は高いというのが明確になっています。

しかしながら、一方で、不利な環境にあっても、学力を伸ばすために学校や家庭が取

り組むべき要点も指摘されています。鍵は読書です。そして、家庭内における親子の会話。

私は、学力には読書活動の影響が強いと見ています。本や新聞を勧めたり、親子で図書館に行ったり、小さいころから読み聞かせをしたり、こういう読書活動によって、子どもは言語の価値を理解したり、新しいことを学んだり、先人のすぐれた人たちの考え方を知る中で、自分の考えを組み立てる力が習得されてきているんじゃないかと思います。

家庭内における親子の会話、子どもと親の間で、学校での出来事や勉強のこと、また社会の出来事、このようなことについて親子で話したりすることによって、また、宿題をしっかりとやるとか、こういう家庭は、親が学校教育に協力的という状況も報告されていますし、子どもも、自ら学び、学校に楽しく行く傾向が強いとの結果も出ています。

学校や教育委員会は、このような家庭の格差を是正することが、非常に重要な役割であると認識しています。立川市だけじゃないと思いますが、すべての子どもたちに基礎学力の定着を図り、生きる力を培うことが重要な使命であると思っています。家庭の格差、地域格差、学校間の格差の是正に、私ども教育委員会がどう取り組むのか。格差の縮小、なかなか難しいと思いますが、その成果を見ていると、やはり個別支援です。これが、大きな成果を出しています。当市の現在とっている学力向上の施策。これらは、格差是正の面から見ても間違いないと確信をしております。ぜひ自信を持って推進をしていただきたい。

これからの取り組みの結果を検証しながら改善を図る必要もあると思いますが、やはり家庭と学校との協力、さらに外部の専門機関等、他市の状況を見ていると、有名な進学塾と連携をしている市もあるようでございますが、継続してねばり強く取り組んでいただきたい。

喫緊の課題でございますので、よろしくお願いいたします。

(清水市長)

そのほかにご意見はございますでしょうか。

ないようでしたら、最後に、実は二、三日前にマイクロソフト社の副社長がお見えになりました。今回、立川市が短期間に全校へタブレットパソコン導入という方向を決めたことについて、ぜひお手伝いをさせていただきたいという申し出でありました。

タブレットパソコンを使うことによって、子どもたちが学力を向上させるということは目に見えているということ、たくさんの経験の中からおっしゃっておられました。その中でも特に、今、福田教育委員長、田中教育委員長職務代理者からもお話がありました、パソコン、特にタブレットを利用して勉強するということは、ただ単に詰め込むだけでなく、いわゆる想像力を働かせて、より能動的に動くことができるようになるんだと。まさに私たちが望んでいることであります。

肝心なところは、それを教室で教える先生のいわゆる授業能力といいましょうか、パソコンを使つての授業能力を高めることが肝要でありますという申し出を私がしましたら、まさにそのとおりで、そのことにつきまして可能な限りのお手伝いをさせていただきます、今までマイクロソフト社が培ってきた自慢できる能力を持っておりますので、

それを立川市の先生方のICT教育の資料として提供させていただきますという旨のお話がありました。ぜひお願いしますという話をしたところでございます。

多摩地域の中でも、とりわけ立川市でタブレットパソコンを全校に導入をしていただくというのは画期的なことだ、いわゆる日本全体の教育界に与える影響は大きいでしょうねという旨のお話もされております。立川市に対する期待は、いわゆる業界においても大変大きな評価をいただいております。おそらく、会社の身を削ってでもやっていただけのものと思っています。教育委員会事務局のほうも、ぜひご承知おきいただきたいと思っております。以上、情報を提供させていただきました。

この件に関しましては、質疑は終了ということでよろしく願いいたします。

5. その他

(清水市長)

次第5、その他につきまして、今後の日程、議事録等につきまして、事務局から説明を願います。

(企画政策課長)

今後の開催日時、こちらは予定でございますが、今年度全3回の開催を予定しております。第2回につきましては、平成27年8月26日の水曜日、今日と同じ15時から、第3回につきましては、平成28年1月14日木曜日、同じく15時からを予定しているところでございます。

もう1点、議事録の確認につきましてですが、今回のご発言につきまして、事務局のほうで議事録の案を作成しました後に、皆様方に議事録の案の内容を確認していただいた上で、正式に決定し、公開をするという流れで、現在、考えているところでございます。

(清水市長)

ただいまのことにつきまして、確認、ご質問等ございますか。

(「結構です」の声あり)

(清水市長)

それでは、これもちまして、本日の予定された議題はすべて終了いたしました。会議をこれで閉じさせていただきます。ご協力ありがとうございました。